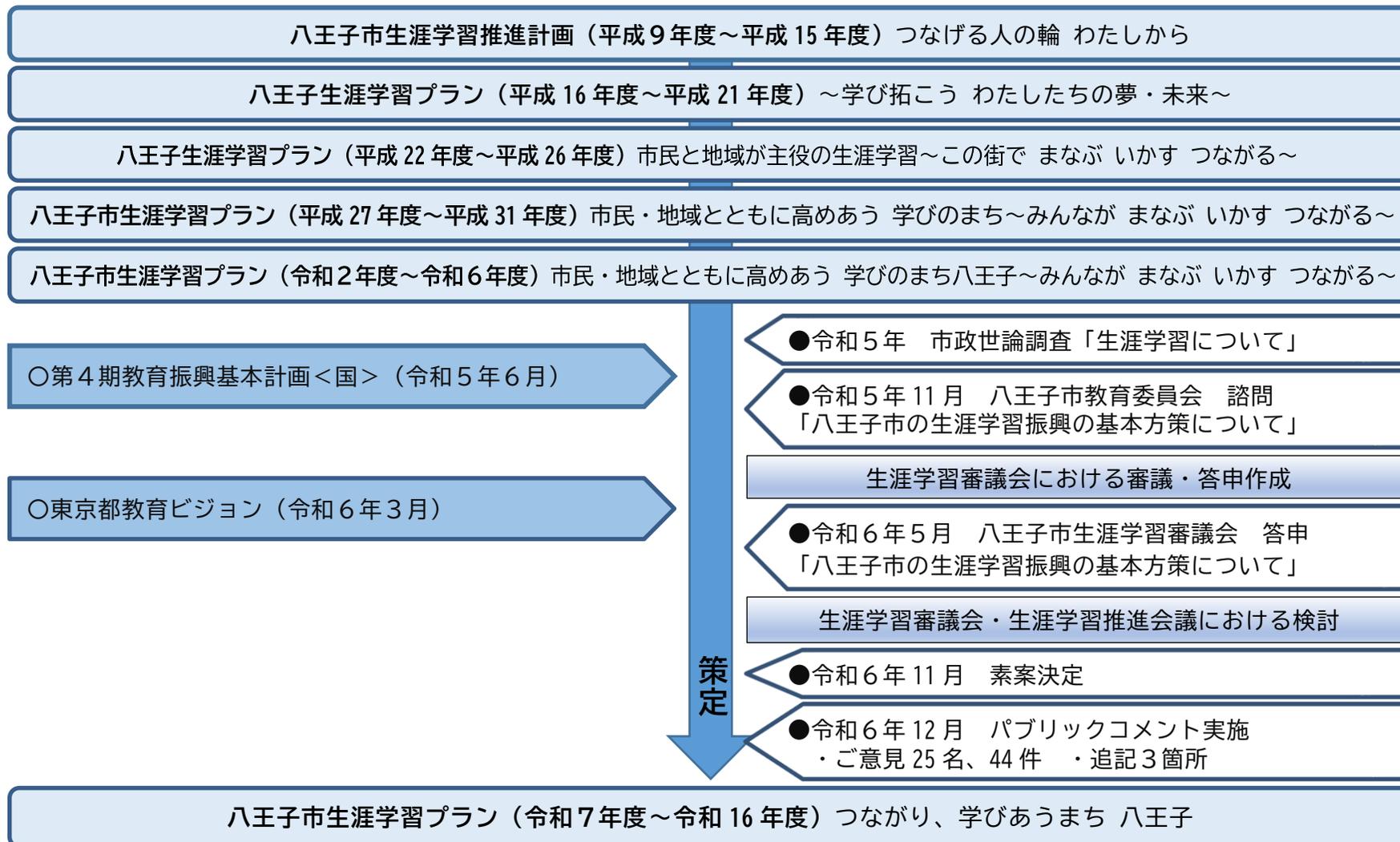


資料編

1 八王子市生涯学習プラン策定経過



2 八王子市生涯学習審議会について

○八王子市生涯学習審議会条例

平成19年3月28日

条例第32号

(設置)

第1条 市民の生涯学習の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、八王子市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 生涯学習の振興に関する計画の立案に関すること。
- (2) 生涯学習に関する施策及び事業の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、教育委員会が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

2 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、専門的事項を調査審議させるために必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(意見聴取)

第7条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生涯学習スポーツ部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(八王子市社会教育委員の設置に関する条例の廃止)

2 八王子市社会教育委員の設置に関する条例(昭和29年八王子市条例第20号)は、廃止する。

(八王子市図書館条例の一部改正)

3 八王子市図書館条例(昭和59年八王子市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

○八王子市生涯学習審議会条例施行規則

平成19年4月12日
教育委員会規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市生涯学習審議会条例（平成19年八王子市条例第32号）第9条の規定により、八王子市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項に規定する委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者 9人以内
- (2) 学識経験者 4人以内
- (3) 公募による市民 3人以内

(部会)

第3条 条例第6条第1項に規定する部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 社会教育部会
- (2) 図書館部会
- (3) 施設部会
- (4) 前3号に掲げる部会のほか必要に応じて設置される部会

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

八王子市生涯学習審議会委員名簿

任期：令和4年(2022年)7月1日～令和7年(2025年)6月30日

| | 氏名 | 区分 |
|-----|--------|--------------|
| 会長 | 三浦 眞一 | 学校教育及び社会教育関係 |
| 副会長 | 丹間 康仁 | 学識経験者 |
| | 野口 武悟 | 学識経験者 |
| 委員 | 阿部 寧子 | 学校教育及び社会教育関係 |
| | 石川 智子 | 学校教育及び社会教育関係 |
| | 市川 利幸 | 学校教育及び社会教育関係 |
| | 薄井 信一 | 学校教育及び社会教育関係 |
| | 大塚 英生 | 学校教育及び社会教育関係 |
| | 小林 万里子 | 学校教育及び社会教育関係 |
| | 清水 弘美 | 学校教育及び社会教育関係 |
| | 中嶋 昭江 | 学校教育及び社会教育関係 |
| | 炭谷 晃男 | 学識経験者 |
| | 長谷川 幸代 | 学識経験者 |
| | 金山 滋美 | 市民委員（公募） |
| | 山崎 領太郎 | 市民委員（公募） |

生涯学習審議会記録

| 回 | 開催日 | 内 容 |
|----|-------------------|--------------------------------|
| 1 | 令和5年(2023年)11月14日 | 八王子市の生涯学習振興の振興方策について(諮問) |
| 2 | 令和5年(2023年)12月19日 | 八王子市の生涯学習振興の基本施策について |
| 3 | 令和6年(2024年)1月25日 | 八王子市の生涯学習振興の基本施策について |
| 4 | 令和6年(2024年)3月1日 | 八王子市の生涯学習振興の基本施策について |
| 5 | 令和6年(2024年)4月26日 | 「八王子市の生涯学習振興の基本方策について」の答申案について |
| 6 | 令和6年(2024年)5月13日 | 八王子市の生涯学習振興の基本方策について(答申) |
| 7 | 令和6年(2024年)6月27日 | 八王子市生涯学習プラン策定について(策定の基本方針) |
| 8 | 令和6年(2024年)8月9日 | 八王子市生涯学習プラン策定について(計画の体系) |
| 9 | 令和6年(2024年)9月18日 | 八王子市生涯学習プラン策定について(計画の骨子) |
| 10 | 令和6年(2024年)11月29日 | 八王子市生涯学習プラン(素案)について |
| 11 | 令和7年(2025年)2月13日 | 八王子市生涯学習プラン策定について(パブリックコメント) |

3 八王子市生涯学習推進会議について

○八王子市生涯学習推進会議設置要綱

平成5年3月25日 施行

| | | |
|----|------------|-------------|
| 改正 | 平成9年8月1日 | 平成11年12月24日 |
| | 平成13年1月18日 | 平成13年10月10日 |
| | 平成14年8月1日 | 平成15年8月18日 |
| | 平成20年10月1日 | 平成21年6月16日 |
| | 平成21年7月15日 | 平成22年1月22日 |
| | 平成24年4月1日 | 平成25年8月26日 |
| | 平成27年4月1日 | 平成28年4月1日 |
| | 平成31年4月22日 | 令和3年4月1日 |
| | 令和3年10月18日 | 令和4年8月1日 |
| | 令和6年4月1日 | 令和6年6月14日 |

(目的及び設置)

第1条 生涯学習の振興に関する行政施策を総合的に促進するため、八王子市生涯学習推進会議（以下「本会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 生涯学習に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (3) その他、生涯学習の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、本会議を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本会議の所掌事項を専門的に検討するため、本会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

4 幹事長は、幹事会において検討した事項を本会議に報告する。

(生涯学習推進連絡会)

第7条 本会議に生涯学習推進連絡会(以下「推進連絡会」という。)を置く。

2 推進連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習の推進に係る連絡調整に関すること。

(2) 生涯学習の推進に係る事項についての調査・検討に関すること。

3 推進連絡会の組織及び構成員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

4 推進連絡会の会議は、会長(幹事長)が招集する。

(意見聴取)

第8条 本会議の会議及び幹事会の会議は、必要がある場合に、本会議及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 本会議の庶務は、生涯学習スポーツ部において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年3月25日から施行する。
- 2 生涯学習に係る事業のあり方を検討するため、当分の間、別に定めるところにより、幹事会に検討会を置く。

附 則

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| この要綱は、平成9年8月1日から施行する。 | この要綱は、平成11年12月24日から施行する。 |
| この要綱は、平成13年1月18日から施行する。 | この要綱は、平成13年10月10日から施行する。 |
| この要綱は、平成14年8月1日から施行する。 | この要綱は、平成15年8月18日から施行する。 |
| この要綱は、平成20年10月1日から施行する。 | この要綱は、平成21年6月16日から施行する。 |
| この要綱は、平成21年7月15日から施行する。 | この要綱は、平成22年1月22日から施行する。 |
| この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 | この要綱は、平成25年8月26日から施行する。 |
| この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 | この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 |
| この要綱は、平成31年4月22日から施行する。 | この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 |
| この要綱は、令和3年10月18日から施行する。 | この要綱は、令和4年8月1日から施行する。 |
| この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 | この要綱は、令和6年6月14日から施行する。 |

別表第1

| | |
|-----|--|
| 会 長 | 生涯学習スポーツ部長 |
| 副会長 | 総合経営部長 |
| 委 員 | 市民活動推進部長 福祉部長 子ども家庭部長 産業振興部長 環境部長 学校教育部長 |

別表第2

| | |
|------|---|
| 幹事長 | 生涯学習政策課長 |
| 副幹事長 | 企画調整担当課長 学園都市文化課長 子どものしあわせ課長 |
| 委 員 | 協働推進課長 多文化共生推進課長 男女共同参画課長 福祉政策課長 障害者福祉課長 産業振興推進課長 環境政策課長 教育総務課長 教育指導課長 統括指導主事 放課後児童支援課長 スポーツ振興課長 学習支援課長 文化財課長 こども科学館長 図書館課長 |

別表第3

| | |
|--------------|---|
| 座 長 | 生涯学習政策課長（幹事長） |
| 副座長 | 企画調整担当課長（副幹事長） 学園都市文化課長（副幹事長） 子どものしあわせ課長（副幹事長） |
| 連絡員 （各1名） | 広報プロモーション課主査 広聴課主査 デジタル推進課主査 協働推進課主査 学園都市文化課主査 多文化共生推進課主査 男女共同参画課主査 福祉政策課主査 障害者福祉課主査 健康医療政策課主査 子どものしあわせ課主査 青少年若者課主査 産業振興推進課主査 環境政策課主査 ごみ減量対策課主査 水環境整備課主査 教育総務課主査 学校施設課主査 学務課主査 教育指導課主査 生涯学習政策課主査 放課後児童支援課主査 スポーツ振興課主査 スポーツ施設管理課主査 学習支援課主査 文化財課主査 こども科学館主査 図書館課主査 |

○八王子市生涯学習推進会議 策定経過

| 回 | 開催日 | 内容 |
|---|-------------------|---------------------------|
| 1 | 令和6年(2024年)5月16日 | 八王子市生涯学習プラン策定にかかる基本方針について |
| 2 | 令和6年(2024年)8月30日 | 八王子市生涯学習プランの施策の展開について |
| 3 | 令和6年(2024年)11月13日 | 八王子市生涯学習プランの策定について(素案) |
| 4 | 令和7年(2025年)1月23日 | パブリックコメントの実施結果について |

4 用語解説

| 用語 | 説明 |
|----|----|
|----|----|

A B C ~

| | |
|----------|---|
| DX | デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術で抜本的な変革をもたらし、生活様式を向上させるという考え。スウェーデンのストルターマン教授が提唱（2004年）。 |
| Fika | スウェーデン発祥とされる用語。Kaffe（カフェ）を逆さ読み（倒語）にし、母音を i に変えて fika（フィーカ）とした。スウェーデンで本格的に広まったのは 1970 年代後半からで、複数の人が一緒になってコーヒーやお菓子を楽しむのが原点。主目的は、コーヒーやお菓子を楽しみながら楽しくおしゃべりすることにある。 |
| STEAM 教育 | コラムにて説明（37 ページ参照） |

あ行

| | |
|----------|--|
| アウトリーチ | 「手を差し伸べる」という意味の言葉で、通常の方法ではサービスが届かない人たちにもサービスを行き渡らせるため、要請に応じてサービスするのではなく、より積極的、能動的に工夫をこらす活動のこと。 |
| アーカイブ | 保存記録。資料。史料。 |
| ウェルビーイング | 暮らしの充実度あるいは幸福度が高い状態のこと。 |

か行

| | |
|--------|---|
| 義務教育学校 | 小学校・中学校に並ぶ学校。2016 年度から公立・私立ともに設置が認められた。1 人の校長の下で 9 年間の義務教育を行い、教育課程も独自に設定できる。6 歳から 15 歳の子どもたちが同じ環境で学び、教育課程も柔軟に組めるのが特徴。 |
| 共創 | 対話と共感から、新たなソリューション（解決策）をとも（共）に創り出すこと。 |

さ行

| | |
|-------------------|---|
| サイバーシルクロード 八王子 | 八王子市と八王子商工会議所連携のもと、地域内の豊富な資源を最大限に活用し、魅力ある産業都市“八王子”の形成に向け設立された産業活性化組織。 |
| サードプレイス | 学校や家、職場とは異なる、第 3 の自分の居場所。 |

| | |
|---------------|---|
| 重要業績評価指標（KPI） | 業務の成果や、そのプロセスをモニタリングするための指標。 |
| スクーリング | 通信教育受講生が実際に登校して一定期間教室での講義や指導を受けること。登校授業。面接授業。 |

た行

| | |
|--------------|---|
| 大学コンソーシアム八王子 | 大学・市民・行政が連携・協働し、八王子地域をまるごとキャンパスとして、よりいっそう魅力ある学園都市をめざして設立された組織。八王子地域の特性を活かし、産学公による共同研究、生涯学習の推進、情報の発信、大学間の単位互換、学生と市民との交流、外国人留学生の支援等の事業を展開している。 |
| 対面朗読 | コラムにて説明（48 ページ参照） |
| 地域学校協働活動 | 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を総称したものであり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、機関等、幅広い住民等が参画し、連携・協働することが望まれるとされ、地域や学校の実情や特色に応じて、多様な活動が期待されている。 |
| 地域自治 | 地域のことを自分たちで考え、共に行動することで、みんなの幸せを実現していくこと。 |
| デジタルリソース | デジタル上に展開される資料や情報。 |

な行

| | |
|-------|---|
| 日本遺産 | コラムにて説明（41 ページ参照） |
| ネオテニス | 八王子生まれのスポーツで、テニスのアレンジしたスポーツ。バドミントンコートを使い、バドミントンラケットでスポンジボールを打ち合う。 |

は行

| | |
|--------|--|
| 八王子車人形 | 「ろくろ車」と呼ばれる箱型の車に座り、一人で人形を操る人形芝居。人形の足が床に付き、人形遣いの足音を効果音として入れられることも特色。2022年に国の重要無形民俗文化財に指定された。 |
| 部活動改革 | コラムにて説明（54 ページ参照） |
| ポッチャ | ジャックボールと呼ばれる白い的球に自分のカラーボールを近づけて点を競いあう競技。ボールは手で投げたり、転がしたり、足で蹴ることもできる。自分でその動作ができない場合は、道具を使うこともできるため、年齢、性別、障害のあるなしに関わらず誰もが参加することができる。 |

ま行

| | |
|--------------|---|
| まるごとキャンパス八王子 | コラムにて説明（62 ページ参照） |
| マルチステージ | 高校や大学まで教育を受けた後に就職し高齢になったら定年退職などで引退するという、人生の三つのステージを経る「単線型」ではなく、年齢にとらわれない多様な学び方や柔軟な働き方をする「複線型」人生のこと。 |

や行

| | |
|------------|---|
| ユニバーサルデザイン | 誰でも公平かつ自由に使用でき、容易に使い方が理解でき、無理なく安全に使えるようなデザイン。 |
|------------|---|

ら行

| | |
|---------|------------------------|
| リカレント教育 | コラムにて説明（46 ページ参照） |
| リスキリング | 職業能力を向上させるために再教育を行うこと。 |

5 参考文献

- 堀内克明／監修 『カタカナ外来語 ABC 略語辞典』 自由国民社 2021
- 村井誠人／編著 『スウェーデンを知るための 64 章【第 2 版】』 明石書店 2024
- 図書館用語辞典編集委員会／編 『最新図書館用語大辞典』 柏書房 2004
- 読売新聞 2017 年 9 月 26 日 西部朝刊 西総合
- サイバーシルクロード八王子『はち Can』 サイバーシルクロード八王子 2022
- 日経情報ストラテジー／編集『実践！「経営の見える化」プロジェクト』 日経 BP 社 2006
- 『大学コンソーシアム八王子情報誌 Vol.26』 大学コンソーシアム八王子 2024
- 『月刊社会教育』2019 年 12 月号 旬報社 2019
- 『LRG』2020 年春号 アカデミック・リソース・ガイド株式会社 2020
- 八王子市市史編集委員会 『新八王子市史 民俗編』 八王子市 2017
- 読売新聞 2017 年 9 月 12 日 東京朝刊 2 面
- 自由国民社『現代用語の基礎知識 2024』 自由国民社 2024